

第82回

定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日から ✈️ 2022年3月31日まで

開催
日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始9時）

開催
場所

東京都多摩市落合一丁目43番地
京王プラザホテル多摩 3階「白鳳」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

新型コロナウイルスの感染予防対策を講じたうえで開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。株主総会の模様はライブ配信させていただきますので、こちらのご利用もご検討ください。

議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時30分まで

なお本総会における感染防止の対応に関する詳細は当社コーポレートサイトにてご確認をお願いいたします。

<https://www.jamco.co.jp/ja/ir/stocks/meeting.html>



目次

第82回定時株主総会招集ご通知	P.2
株主総会参考書類	P.7
■ 第1号議案 定款一部変更の件	
■ 第2号議案 取締役8名選任の件	
■ 第3号議案 監査役1名選任の件	
■ 第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	P.25
連結計算書類	P.58
計算書類	P.61
監査報告書	P.65

ごあいさつ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第82回定時株主総会の招集ご通知をお届けするに当たり、ご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、当期も世界中のエアライン及び航空機メーカーは減便や減産を余儀なくされました。ワクチン接種の普及や各国の入国制限緩和等により航空旅客需要の回復の兆しは伺えるものの、依然として先行きの不透明感が拭いきれない状況が続いております。

このような厳しい経営環境に鑑み前期に引き続いて、誠に遺憾ながら当期の配当は無配とさせていただきたく存じます。株主の皆様には深くお詫びすると共に、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2022年4月の東京証券取引所の市場区分再編に伴い、当社はプライム市場へ移行しました。今後も、より高いガバナンス水準と収益力を備え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様には、引き続き、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役会長

大喜多 治年

経営理念

技術のジャムコは、士魂の気概をもって

- 一、夢の実現にむけて挑戦しつづけます。
- 一、お客様の喜びと社員の幸せを求めていきます。
- 一、自然との共生をはかり、豊かな社会づくりに貢献します。

経営 基本方針

- 飛行安全の確保と品質の向上を図る。
- 航空業界を基軸に、技術力を生かした付加価値の高い製品およびサービスを供給する。
- 株主への還元、社員の幸せを目指し、社業を通じて社会に貢献する。
- 変化に柔軟に対応した企業構造および事業内容を追求し、顧客満足度と企業価値の向上を図る。

証券コード：7408
2022年6月10日

株 主 各 位

(本店) 東京都三鷹市大沢六丁目11番25号
(本社) 東京都立川市高松町一丁目100番地

株式会社 ジャムコ

代表取締役会長 大喜多 治年

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使していただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使等についてのご案内」(4頁)をご参照のうえ、2022年6月27日(月曜日)午後5時30分までに行ってくださいようお願い申し上げます。又、本総会の模様につきましては、インターネットによるライブ配信を行います。詳細は、本招集ご通知6頁をご覧ください。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月28日（火曜日） 午前10時
2 場 所	東京都多摩市落合一丁目43番地 京王プラザホテル多摩 3階 「白鳳」 ※末尾に株主総会会場ご案内図を記載しております。
3 目的事項	報告事項 (1) 第82期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第82期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4 招集にあたっての決定事項	「議決権行使等についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 法令及び定款第17条に基づき記載していない連結注記表及び個別注記表につきましては、インターネット上の**当社コーポレートサイト**に掲載させていただきます。
- 本招集ご通知においては、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に監査を行った連結計算書類及び計算書類の一部を添付しております。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社コーポレートサイト**に掲載させていただきます。

 **コーポレートサイト** : <https://www.jamco.co.jp>

ジャムコ 



議決権行使等についてのご案内

書面又はインターネットで議決権を行使される場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送ください。議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご返送くださいますようお願い申し上げます。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネットによる議決権行使



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分入力分まで

株主総会にご出席いただける場合

当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくと共に、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

開催日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始 9時）

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 議決権行使書面において、各議案に賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱うこととさせていただきます。

(3) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(4) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

又、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から**当社の指定する議決権行使サイトにアクセス**いただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時30分まで
※毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

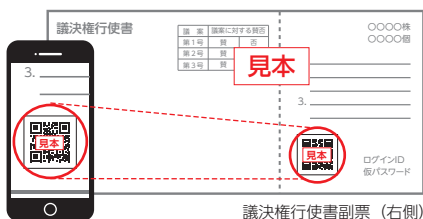
QRコードを読み取る方法

QRコードは株式会社三井住友銀行の登録商標です。



スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。



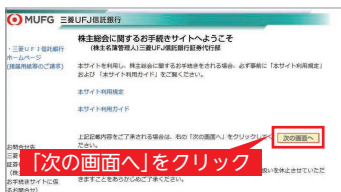
- 1 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。
 - 2 ログイン後は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。
- ※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
※2回目以降のログインの際は下記「ログインID・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

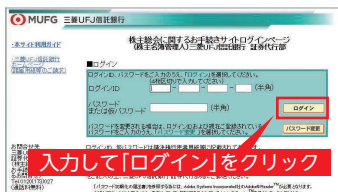


パソコン、2回目以降のスマートフォンの場合

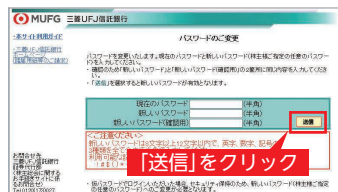
1 議決権行使サイトへアクセス



2 お手元の議決権行使書紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



3 現在のパスワードを入力後、「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
※インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合がございます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会ライブ配信のご案内

当日、株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

配信
日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時より

※配信ページは、株主総会開始時刻の30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

視聴
方法

株主ID及びパスワードを入力する画面が表示されますので、下記に従い株主ID及びパスワードをご入力ください。

議決権行使書を投函される場合は、その前に必ずお手元に「株主番号」をお控えください。

配信URL

<https://v.srdb.jp/7408/2022soukai/>

株主ID

お手元の議決権行使書用紙に記載されている**株主番号（8桁）**

パスワード

株主様のご住所の**郵便番号（7桁、ハイフンなし）**

※2022年3月末時点の株主名簿にご登録いただいている住所です。



議決権行使書

ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード
XXXXXX

議決権行使書用紙に記載のある15桁の番号のうち、**中央の8桁の番号が株主番号です。**

XXXX-XXXX-XXXX-XXX

<ライブ配信ご視聴にあたっての注意事項>

- ライブ配信をご視聴される株主様は、当日会場にご出席いただく場合と異なり、当日の決議にご参加いただくことができません。郵送又はインターネットにより事前の議決権行使をお願い申し上げます(4～5頁をご参照ください)。また同様に、当日の審議の際にご質問及びご意見を承ることができませんのでご注意ください。
- ご使用のパソコン及びインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- 株主ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。

株主総会にご出席される株主様へのご案内

ライブ配信用の会場内の映像につきましては、ご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、議長席及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。又、株主様からの質問等の音声につきましては、そのまま配信させていただきます。予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

ライブ配信に関する
お問い合わせ先

専用ダイヤル

0120-675-019

受付日時: 6月28日（株主総会当日）
午前9時から午前12時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款の第2条（目的）について所要の変更及び一部追加を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 <現行どおり>
(1) ~ (12) <条文省略>	(1) ~ (12) <現行どおり>
(13) 航空機用技術を応用した日用雑貨、電気製品、福祉機器の製造、修理および販売	(13) 航空機用技術を応用した日用雑貨、電気製品、福祉機器、 <u>その他部品・用品および部材</u> の製造、修理および販売
(14) ~ (17) <条文省略>	(14) ~ (17) <現行どおり>
<新 設>	(18) <u>倉庫業・運輸サービス業</u>
(18) <条文省略>	(19) <現行どおり>
(参考書類等のインターネット開示)	
第17条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、 <u>連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u>	< 削 除 >

現行定款	変更案
<p>< 新 設 ></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第17条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

現任取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席回数
1 新任	あべとし ゆき 阿部 俊之	社長執行役員 CEO	—
2 再任	よねくら たかし 米倉 隆	代表取締役副社長執行役員	13回／13回 (100%)
3 再任	きむら とし かず 木村 敏和	取締役専務執行役員	13回／13回 (100%)
4 再任	せがわ なつ き 瀬川 夏樹	社外 取締役	10回／10回 (100%)
5 新任	はらだ しげる 原田 茂	社外	—
6 再任	すずき しん いち 鈴木 伸一	社外 独立役員	13回／13回 (100%)
7 再任	わたなべ じゅ いち 渡辺 樹一	社外 独立役員	13回／13回 (100%)
8 新任	つる ゆき 鶴 由貴	社外 独立役員	—

候補者
番号

1

あ べ
阿部としゆき
俊之

新任

生年月日

1960年8月7日生

取締役会への出席状況

—

所有する当社株式の数

2,662株

略歴、当社における地位、担当

- 1983年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
- 2016年 10月 同社プラント・船舶・航空機部門長補佐
- 2017年 4月 同社プラント・船舶・航空機部門長代行、審議役
- 2018年 4月 同社トルコ代表 イスタンブール事務所長
- 2020年 4月 同社准執行役員トルコ代表 イスタンブール事務所長
- 2021年 3月 当社顧問
- 2021年 4月 副社長執行役員（社長補佐）
- 2022年 4月 社長執行役員、CEO
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、大株主である伊藤忠商事株式会社の准執行役員トルコ代表を務め、海外における豊富な経験と経営全般にわたる見識を備えております。2021年4月の当社副社長執行役員就任後は、力強いリーダーシップを発揮し、当社グループの経営改革に大きく貢献してまいりました。当社の経営理念を実現し、事業戦略を遂行できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。



候補者
番号

2 よねくら たかし
米倉 隆

再任

生年月日	1960年3月31日生
取締役会への出席状況	13回/13回 (100%)
所有する当社株式の数	5,975株

略歴、当社における地位、担当

- 1983年 4月 全日本空輸株式会社入社
- 2006年 7月 同社整備本部機体メンテナンスセンター業務推進室 室長
- 2008年 4月 同社整備本部機装センター整備部 部長
- 2010年 4月 同社勤労部 主席部員
- 2011年 4月 同社勤労部 副部長
- 2012年 4月 スカイビルサービス株式会社出向
- 2014年 4月 全日本空輸株式会社整備センター部品事業室 副室長 兼 整備センター部品事業室部品計画部 部長
- 2014年12月 同社整備センター部品事業室 副室長 兼 整備センター部品事業室部品計画部 部長 兼 整備センター部品事業室部品計画部装備品チームリーダー
- 2015年 4月 同社整備センター機体事業室 室長
- 2015年 9月 同社整備センター機体事業室 室長 兼 MRO Japan株式会社 代表取締役社長
- 2016年 3月 MRO Japan株式会社 代表取締役社長退任
- 2016年 4月 全日本空輸株式会社整備センター副センター長 兼 整備センター機体事業室 室長
- 2017年 4月 同社執行役員 整備センター副センター長 兼 整備センター機体事業室 室長
- 2019年 4月 同社上席執行役員 整備センター副センター長
- 2020年 4月 ANAホールディングス株式会社参与
- 2020年 6月 当社代表取締役副社長執行役員 (社長補佐、情報システム担当、品質保証・航空機整備事業管掌、CIO)
- 2021年 1月 代表取締役副社長執行役員 (社長補佐、情報システム担当、安全推進・品質保証・航空機整備事業管掌、CIO)
- 2022年 4月 代表取締役副社長執行役員 (社長補佐、航空機器製造事業担当、安全品質統括・航空機整備事業管掌)
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、大株主であるANAホールディングス株式会社の子会社、全日本空輸株式会社にて、上席執行役員 整備センター副センター長を務めるなど、航空輸送業界での豊富な経験と見識を備えております。又、当社取締役の就任後は、安全推進、品質保証、情報システム及び航空機整備事業を管掌し、重要な業務執行及び経営の意思決定・監督を行ってまいりました。当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



候補者
番号

3 きむら としかず 木村 敏和

再任

生年月日	1959年10月14日生
取締役会への出席状況	13回/13回 (100%)
所有する当社株式の数	13,263株

略歴、当社における地位、担当

- 1980年 4月 当社入社
 - 2009年 4月 経営企画部長
 - 2012年 6月 取締役経営企画部長
 - 2013年 6月 執行役員 (経営企画・広報IR・総務担当)
 - 2014年 4月 執行役員 (社長特命事項・総務担当)
 - 2014年 6月 執行役員 (社長特命事項・総務担当 兼 総務部長)
 - 2015年 4月 常務執行役員 (経営企画部長、人事・総務管掌、CRO)
 - 2015年 6月 取締役常務執行役員 (経営企画部長、人事・総務管掌、CRO)
 - 2016年 4月 取締役専務執行役員 (経営企画、広報・IR担当 兼 経営企画部長、CRO)
 - 2016年11月 取締役専務執行役員 (人事総務担当、CFO、CCO)
 - 2017年 4月 取締役専務執行役員 (人事総務管掌、CFO)
 - 2017年12月 取締役専務執行役員 (人事総務管掌、CCO)
 - 2018年 4月 取締役専務執行役員 (人事総務担当、CCO)
 - 2019年 1月 取締役専務執行役員 (人事総務部長、CCO)
 - 2019年 4月 取締役専務執行役員 (人事総務担当、CCO)
 - 2020年 9月 取締役専務執行役員 (人事総務・広報担当、CCO)
 - 2022年 4月 取締役専務執行役員 (人事総務・広報・サステナビリティ推進担当、CCO)
- 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、経営企画及び人事総務部門での豊富な経験と知識並びにCRO、CFO、CCOとしての実績を有し、取締役として、重要な業務執行及び経営の意思決定・監督を行ってまいりました。当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



候補者
番号

4 せがわ なつ き 瀬川 夏樹

再任 社外

生年月日	1969年5月14日生
取締役会への出席状況	10回/10回 (100%)
所有する当社株式の数	0株

略歴、当社における地位、担当

- 1993年7月 伊藤忠商事株式会社入社
- 2018年4月 ITOCHU Aviation,Inc. (米国ロスアンゼルス本社) Executive Vice President & General Manager
- 2018年7月 同社Chairman,President&CEO
- 2021年4月 伊藤忠商事株式会社 機械カンパニー プラント・船舶・航空機部門 航空宇宙部長
日本エアロスペース株式会社 取締役
伊藤忠アビエーション株式会社 取締役
ITOCHU Aviation,Inc. 取締役
IC AirLease One Limited 取締役
ライラック株式会社 取締役
- 2021年6月 当社取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

伊藤忠商事株式会社 機械カンパニー プラント・船舶・航空機部門 航空宇宙部長
日本エアロスペース株式会社 取締役
伊藤忠アビエーション株式会社 取締役
ITOCHU Aviation,Inc. 取締役
ライラック株式会社 取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、大株主である伊藤忠商事株式会社の機械カンパニー プラント・船舶・航空機部門 航空宇宙部長を務めており、航空業界での豊富な経験を有しています。これらの経験に立脚した業務執行の監督及び経営的視点からの助言をいただくことを期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号5 はらだ しげる
原田 茂

新任 社外

生年月日	1965年11月9日生
取締役会への出席状況	—
所有する当社株式の数	0株

略歴、当社における地位、担当

- 1988年 4月 全日本空輸株式会社入社
- 2001年 4月 同社整備本部 技術部 機装技術チーム 主席部員
- 2002年 7月 同社整備本部 部品計画部 機装資材チーム 主席部員
- 2004年 8月 同社整備本部 技術部 787開発シアトル駐在 主席部員
- 2009年 4月 同社整備本部 技術部 機装技術チーム 主席部員
- 2013年 4月 同社整備センター 機体事業室 機体技術部システム運用技術チームリーダー
- 2016年 4月 同社整備センター 機体事業室 機体技術部部長
- 2018年 4月 同社整備センター 技術部部長
- 2022年 4月 同社整備センター 副センター長
現在に至る

(重要な兼職の状況)

全日本空輸株式会社 整備センター 副センター長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、大株主であるANAホールディングス株式会社の子会社、全日本空輸株式会社整備センター副センター長を務めており、航空輸送業界での豊富な経験を有しています。これらの経験に立脚した業務執行の監督及び経営的視点からの助言をいただくことを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者
番号

6 すずき しんいち 鈴木 伸一

再任

社外

独立役員

生年月日	1948年11月12日生
取締役会への出席状況	13回/13回 (100%)
所有する当社株式の数	0株

略歴、当社における地位、担当

- 1971年 7月 川崎重工業株式会社入社
- 2000年 7月 同社航空宇宙事業本部 営業本部 防衛システム部長
- 2003年 4月 同社理事 航空宇宙カンパニー営業本部 副本部長 兼 防衛航空機部長
- 2005年 4月 同社執行役員 航空宇宙カンパニーバイス・プレジデント 兼 営業本部長
- 2008年 6月 日本飛行機株式会社 代表取締役社長
- 2012年 6月 同社顧問
- 2014年 6月 当社取締役
現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立取締役の立場から取締役会において積極的な意見具申並びに監督を行ってまいりました。これらの経験に立脚した業務執行の監督及び経営的視点からの助言をいただくことを期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者
番号

7 わたなべ じゅいち
渡辺 樹一

再任

社外

独立役員

生年月日	1955年6月7日生
取締役会への出席状況	13回/13回 (100%)
所有する当社株式の数	0株

略歴、当社における地位、担当

- 1979年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社
- 1986年 12 月 同社アルジェリア事務所 エネルギー・化学品担当ダイレクター
- 1991年 4 月 伊藤忠石油開発株式会社 次長
- 1996年 12 月 ソニー生命保険株式会社入社
- 1998年 1 月 アイダエンジニアリング株式会社入社 国際事業部 主事
- 1999年 3 月 同社国際事業推進室 事務局長 兼 営業企画管理部長
- 2003年 10 月 同社管理本部 管理グループ長
- 2004年 11 月 同社AIDA S.r.l (イタリア子会社) 欧州事業副社長 兼 CFO 兼 ドイツ子会社取締役
- 2007年 1 月 同社子会社 監査室長、内部統制監査室長 兼 子会社業務室長
- 2010年 4 月 帝国インキ製造株式会社入社 海外業務部長
- 2011年 4 月 ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社入社 経営企画部マネジャー
- 2015年 4 月 同社CS第2部 シニアマネジャー
一般社団法人GBL研究所 理事
早稲田大学 非常勤講師
- 2016年 6 月 当社取締役
- 2018年 9 月 ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社 シニアアドバイザー
- 2020年 6 月 株式会社ラック社外取締役
- 2021年 1 月 合同会社御園総合アドバイザー 顧問
- 2021年 6 月 弁護士法人御園総合法律事務所 顧問
現在に至る

(重要な兼職の状況)

- 一般社団法人GBL研究所 理事
- 合同会社御園総合アドバイザー 顧問
- 弁護士法人御園総合法律事務所 顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、国際企業活動に関わる豊富な経験並びに米国公認会計士、公認内部監査人及び公認不正検査士としての会計並びに内部統制に関する幅広い見識を有しており、独立取締役の立場から取締役会において積極的な意見具申並びに監督を行ってまいりました。これらの経験に立脚した業務執行の監督及び経営的視点からの助言をいただくことを期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者
番号

8 つる ゆ き
鶴 由 貴

新任

社外

独立役員

生年月日

1969年5月16日生

取締役会への出席状況

—

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位、担当

- 2000年 4月 弁護士名簿登録（東京弁護士会入会）
- 2000年 4月 東京シティ法律税務事務所（現・シティユウワ法律事務所）入所
- 2007年 4月 東京弁護士会倫理特別委員会委員
同委員会副委員長
- 2007年 10月 弁護士法人協和総合パートナーズ法律事務所入所
- 2008年 6月 東京弁護士会男女共同参画推進本部委員
- 2009年 6月 日弁連知財センター委員
- 2011年 4月 弁護士法人協和総合パートナーズ法律事務所 パートナー就任
- 2012年 2月 不正競争防止法調査員
- 2012年 3月 日本弁護士連合会代議員
- 2012年 4月 東京弁護士会常議員
- 2014年 6月 日弁連男女共同参画推進担当委員
- 2014年 6月 一般社団法人如水会理事
- 2015年 4月 侵害判定諮問委員
- 2016年 4月 国立大学法人一橋大学監事
- 2019年 2月 税関専門職員
- 2020年 6月 阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役
- 2021年 6月 独立行政法人製品評価技術基盤機構非常勤監事
現在に至る

(重要な兼職の状況)

弁護士法人協和総合パートナーズ法律事務所 パートナー
東京弁護士会倫理特別委員会委員
日弁連知財センター委員
侵害判定諮問委員
税関専門職員
阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役
独立行政法人製品評価技術基盤機構非常勤監事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、弁護士として企業法務をはじめとする幅広い見識と経験を有しております。又、男女共同参画等の女性活躍の推進に関する深い見識を有しております。これらの見識と経験を活かし、コーポレートガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理等について専門的な観点からの助言に加え、女性取締役及び独立取締役の立場から有益で活発な提言及び助言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 瀬川夏樹、原田茂、鈴木伸一、渡辺樹一、鶴由貴の5氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は鈴木伸一、渡辺樹一、鶴由貴の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
 - (2) 瀬川夏樹氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は第82回定時株主総会終結の時をもって1年間となります。鈴木伸一氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は第82回定時株主総会終結の時をもって8年間となります。渡辺樹一氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は第82回定時株主総会終結の時をもって6年間となります。
 - (3) 当社は、瀬川夏樹、鈴木伸一、渡辺樹一の3氏との間で期待された役割を十分に発揮できるよう、当社定款に基づき責任限定契約を締結しております。3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。又、原田茂、鶴由貴の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。
 - (4) 原田茂、鶴由貴の両氏は会社経営に直接関与されたことはありませんが、上記の経験により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料の全額を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為等を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。又、候補者のうち、再任予定の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。新任の候補者については、選任後被保険者となります。なお、次回更新時には、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
4. 各役員の実有する当社の株式数には、ジャムコ役員持株会の持分が含まれております。
5. 鶴由貴氏は2022年6月17日開催予定の杉本商事株式会社の第97回定時株主総会で同社社外取締役に就任予定であります。
6. 鶴由貴氏の戸籍上の氏名は、伊丹由貴であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 磯上範好氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



かすや としひさ
粕谷 寿久

新任

生年月日	1960年3月1日生
取締役会への出席状況	13回/13回 (100%)
監査役会への出席状況	—
所有する当社株式の数	11,432株

略歴、当社における地位

- 1982年4月 当社入社
- 2010年4月 航空機内装品カンパニー 役員付部長 兼 企画開発室長
- 2012年4月 航空機内装品カンパニー 技術部長
- 2013年4月 航空機内装品カンパニー・バイス・プレジデント
- 2013年6月 執行役員 (航空機内装品カンパニー・バイス・プレジデント (技術総括))
- 2014年5月 執行役員 (航空機内装品カンパニー・バイス・プレジデント (技術総括) 兼 JAMCO SINGAPORE PTE LTD.社長)
- 2015年6月 取締役執行役員 (全社技術統括 兼 航空機内装品カンパニー プロダクトイノベーション室長)
- 2016年4月 取締役常務執行役員 (全社技術統括 兼 航空機内装品カンパニー プロダクトイノベーション室長)
- 2016年6月 取締役常務執行役員 (全社技術統括 兼 航空機内装品・機器事業本部 技術本部長 兼 プロダクトイノベーション室長)
- 2017年4月 取締役常務執行役員 (航空機内装品・機器事業本部 技術本部長)
- 2018年4月 常務執行役員 (航空機内装品・機器事業本部付 兼 プロダクトイノベーション室長)
- 2019年2月 常務執行役員 (航空機内装品・機器事業本部付 兼 航空機シート製造事業部長 兼 サプライチェーンマネジメント推進室長)
- 2019年4月 常務執行役員 (航空機内装品・機器事業本部副事業本部長 兼 航空機シート製造事業部長 兼 サプライチェーンマネジメント推進室長)
- 2020年1月 常務執行役員 (航空機内装品・機器事業本部副事業本部長 兼 航空機内装品・シート製造事業部長)
- 2020年4月 常務執行役員 (広報担当 兼 経営企画部長、CRO)
- 2020年6月 取締役常務執行役員 (広報担当 兼 経営企画部長、CRO)
- 2020年9月 取締役常務執行役員 (経営企画部長、CRO)
- 2022年4月 顧問
現在に至る

監査役候補者とした理由

同氏は、航空機内装品並びに航空機シート関連の技術及び製造部門での豊富な経験と高度な専門知識と共に経営企画、広報担当CROとしての実績を有し、2020年からは取締役として重要な業務執行及び経営の意思決定・監督を行ってまいりました。これらの見識や経験を活かし実効性の高い監査を遂行できると判断し、監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料の全額を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為等を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。候補者は、当社の監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
3. 候補者の所有する当社の株式数には、ジャムコ役員持株会の持分が含まれております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

又、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。



ありよし まこと
有吉 眞

社外

生年月日

1956年5月17日生

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位

- 1983年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 栄木忠常法律事務所入所
- 1989年4月 新日本法律事務所（現・ARIYOSHI法律事務所）開設
- 1998年6月 当社非常勤監査役
- 1999年4月 第一東京弁護士会 副会長
- 1999年6月 株式会社ゼンリン 非常勤監査役
- 2001年1月 日本弁護士連合会 事務次長
- 2003年1月 最高裁判所司法研修所 刑事弁護教官
- 2006年6月 株式会社ゼンリンプリントテックス 監査役
- 2006年11月 新司法試験 考査委員
- 2009年1月 株式会社日興商事（現・株式会社NIKKOホールディングス）代表取締役
- 2013年4月 日本大学大学院 法務研究科 専任教授
現在に至る

(重要な兼職の状況)

ARIIYOSHI法律事務所 弁護士
株式会社ゼンリンプリンテックス 監査役
株式会社NIKKOホールディングス 代表取締役

補欠監査役候補者とした理由

同氏は、弁護士としての豊富な企業法務の経験を有しております。又、経営に関する幅広い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 有吉眞氏は社外監査役候補者であり、就任した場合、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
 - (2) 当社は、補欠監査役候補者である有吉眞氏が社外監査役に就任した場合、期待された役割を十分に発揮できるよう、当社定款に基づき同氏と責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。
 - (3) 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料の全額を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為等を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。候補者は、当社の監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、次回更新時には、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考) スキル・マトリックス

役職	氏名	企業経営	業界の知見	海外経験	製造・整備・ 技術・品質	財務・会計	人事・労務・ 人財開発	法務・ コンプライアンス	リスク マネジメント
1 取締役	阿部 俊之	●		●					●
2 取締役	米倉 隆	●	●		●				
3 取締役	木村 敏和				●		●	●	
4 社外取締役	瀬川 夏樹	●	●	●					
5 社外取締役	原田 茂		●	●	●				
6 社外取締役 (独立役員)	鈴木 伸一	●	●		●				
7 社外取締役 (独立役員)	渡辺 樹一			●		●			●
8 社外取締役 (独立役員)	鶴 由貴							●	●
9 監査役	蕪木 昇		●		●	●			
10 監査役	粕谷 寿久	●			●				●
11 社外監査役 (独立役員)	高橋 均			●				●	●
12 社外監査役 (独立役員)	渡邊 浩一郎					●			

- (注) 1. 各役員に特に期待される項目を3つまで記載しております。上記一覧表は、各役員の有するすべての知見や経験を表すものではありません。
2. 本株主総会の第2号議案・第3号議案が承認可決された場合の構成を記載しています。

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）拡大の影響からの持ち直しが期待されましたが、新たな変異株の発生などによる感染再拡大の懸念やウクライナ情勢等による地政学リスクの顕在化などにより依然として不透明な状況が続きました。このようななかで、ドル円為替相場は対米ドル円レート107円台から124円台で推移しました。

航空輸送業界では、国内線需要の回復に加え、各国の入国制限の緩和や撤廃などにより国際線需要についても徐々に回復してきたことから各エアラインは経費削減策を継続しつつも、一部のエアラインでは航空需要回復を見据えた機体発注や増員などの動きが見られました。又、航空機メーカーにおいても航空需要の回復に伴い、小型機を中心に一部機種では受注が増加しました。

(ご参考) 財務ハイライト



このように、航空需要の回復が徐々にみられるなかで、当社グループでは、需要回復に対応すべく、全社レベルで業務プロセスの改革、生産体制の効率化を推進し、品質と収益力の向上を目指すと共に、経費の削減、投資抑制、在庫削減等の経営の効率化を行いました。又、感染防止対策を徹底すると共に、在宅勤務、シフト勤務、職場における作業エリアの分散など接触率の低減に努め、仕事量減少時には一時帰休やグループ外出向などにより臨機応変に対処しました。

航空機内装品等製造関連・航空機シート等製造関連においては、生産体制の効率化及び原価低減策の強化を進めました。又、お客様が航空機に搭乗する際に抱く不安を少しでも解消できるように、清潔で衛生的なキャビン作りのための製品開発や、収益力の高いビジネスクラス・シート「Venture」の他機種展開などに注力し、受注拡大を目指しました。受注高は、感染症拡大の影響による航空需要の急激な落ち込みから低迷していましたが、ワクチン接種の効果が確認され、エアラインからの感染症拡大の収束を見込んだ受注が増加したことから、前期に比較して増加しました。

航空機器等製造関連においては、生産性改善の取組みを行うと共に、熱可塑CFRPを活用した航空機用軽量機体部材の開発を進めました。

航空機整備等関連においては、飛行安全の確保と品質向上の取組みを継続すると共に、エアライン、官公庁向け整備の受注に努め、安定した収益を上げることのできる事業基盤の構築を目指しました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高 39,078百万円（前期比 10,979百万円減）、営業損失 3,174百万円（前期は、営業損失 10,902百万円）、経常損失 3,512百万円（前期は、経常損失 11,756百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失 4,081百万円（前期は、親会社株主に帰属する当期純損失 13,585百万円）となりました。

なお、当連結会計年度末に次期以降の完成工事に対する工事損失引当金を 3,828百万円計上しております。この工事損失引当金による期間損益への影響は、当第4四半期連結会計期間において売上原価95百万円の増加（第3四半期連結累計期間末の工事損失引当金は3,733百万円）、又、当連結会計年度においては売上原価 232百万円の増加（2021年度期首の工事損失引当金は3,596百万円）となりました。

グループ全体の販売費及び一般管理費、営業外損益、特別損益、法人税等調整額の状況は次のとおりです。

販売費及び一般管理費は、ビジネスクラス・シート「Venture」の他機種向け製品開発などにより試験研究費が増加したことなどから7,533百万円（前期比 732百万円増）となりました。

営業外損益は、前連結会計年度末よりも為替相場が円安で推移し為替差益が増加しましたが、支払利息の増加などもあり 337百万円の損（前期は、853百万円の損）となりました。

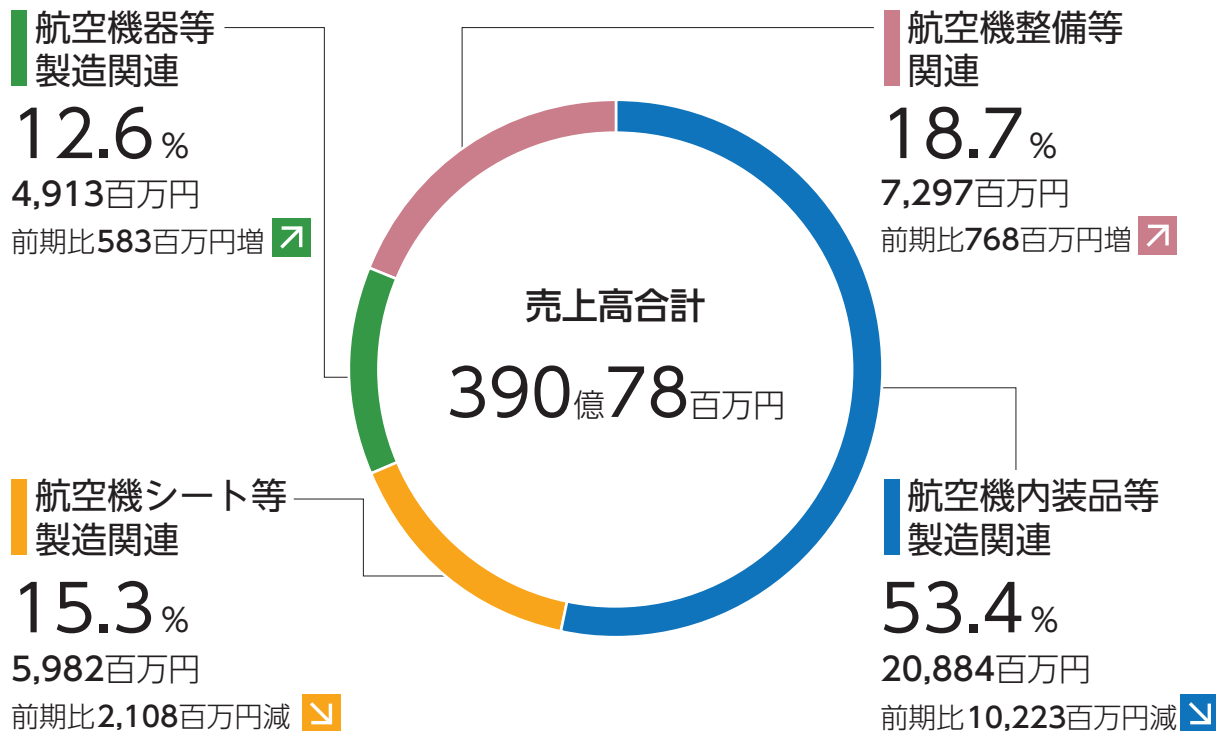
特別損益は、特別損失に一時帰休による固定費等の操業費用を新型コロナウイルス感染症関連損失として 350百万円を計上し、製造拠点整理に伴う原状回復費用等を事業整理損として 102百万円計上しましたが、特別利益に一時帰休による雇用調整助成金等の助成金収入として 905百万円計上したことや損害補償損失引当金戻入益を 140百万円計上したことなどにより、530百万円の益（前期は、4,980百万円の損）となりました。

法人税等調整額は、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産の取崩しなどにより1,070百万円（前期は、△3,210百万円）となりました。

なお、このような当期の決算及び厳しい経営環境等を勘案し、誠に遺憾ながら当期の配当については前期に引き続き無配とさせていただきます。株主の皆様には、大変なご迷惑をおかけすることを深くお詫び申し上げます。

セグメント別業績

ご参考 事業区分別売上高構成比



(単位：百万円)

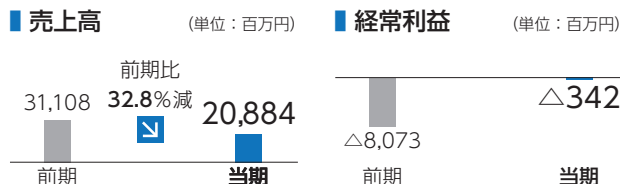
事業区分	前 期	当 期	前 期 比
航空機内装品等製造関連	31,108	20,884	10,223百万円減
航空機シート等製造関連	8,090	5,982	2,108百万円減
航空機器等製造関連	4,330	4,913	583百万円増
航空機整備等関連	6,528	7,297	768百万円増

セグメント別の業績は次のとおりです。

航空機内装品等製造関連

主要な
事業内容

主力製品のギャレー、ラバトリーは、長年にわたる製造・販売実績と共に世界的シェアを誇っております。又、機内改修などのアフター・マーケット・ビジネスにも注力しております。



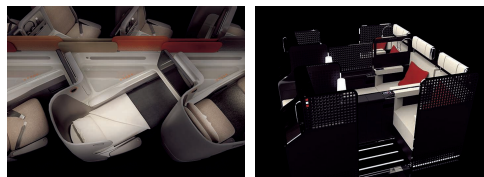
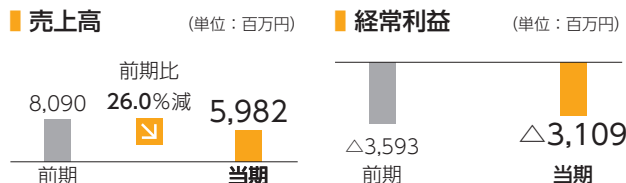
当事業では、感染症拡大による影響等で航空機メーカーは生産スケジュール変更を余儀なくされたことに加え、ボーイング787型機の生産調整などにより、ギャレー及びラバトリーの出荷が減少し、前期に比べ売上高は減少しました。又、経常損益については売上高の減少などにより経常損失となりましたが、原価低減策の効果や一部プログラムにおける顧客仕様変更に伴う追加売上などの影響、為替差益の発生、運航機数の増加によりエアライン向けスペアパーツ販売が増加したことなどから前期に比べ改善しました。

この結果、航空機内装品等製造関連は、売上高 20,884百万円（前期比 10,223百万円減）、経常損失 342百万円（前期は、経常損失 8,073百万円）となりました。

航空機シート等製造関連

主要な
事業内容

快適な空の旅を提供する高品質なプレミアム・シートを供給しております。



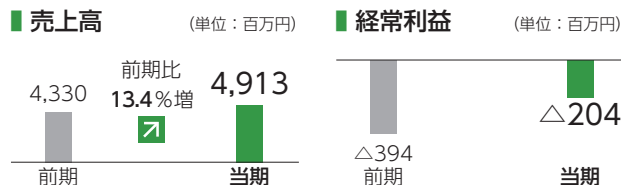
当事業では、感染症拡大による影響等で顧客による納期変更やボーイング787型機の生産調整などによりビジネスクラス・シート「Venture」の出荷が翌期以降に繰り延べられたことなどから、前期に比べ売上高は減少しました。又、経常損益については、売上高の減少や試験研究費の増加などにより経常損失となりましたが、原価低減策の効果や採算性の悪い特注品の出荷が減少したことから前期に比べ改善しました。

この結果、航空機シート等製造関連は、売上高 5,982百万円（前期比 2,108百万円減）、経常損失 3,109百万円（前期は、経常損失 3,593百万円）となりました。

航空機器等製造関連

主要な 事業内容

特殊工程技術を駆使して、ジェットエンジン部品、炭素繊維構造部材、熱交換器等の製造・販売をしております。



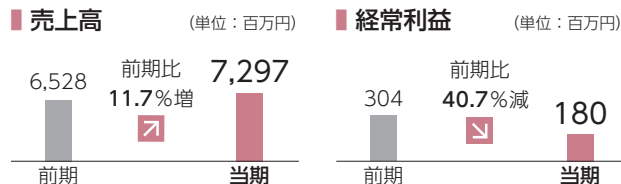
当事業では、民間航空機向け製品の炭素繊維構造部材や航空機エンジン部品の出荷が増加したことなどから前期に比べ売上高は増加しました。又、経常損益については、販売費及び一般管理費の増加などで経常損失となりましたが、売上高の増加や採算性向上活動への取組みなどにより前期に比べ改善しました。

この結果、航空機器等製造関連は、売上高 4,913百万円（前期比 583百万円増）、経常損失 204百万円（前期は、経常損失 394百万円）となりました。

航空機整備等関連

主要な 事業内容

当社創業以来、60余年にわたる実績を誇っており、国内最大の独立系整備専門会社として、官公庁機からエアライン機に至るまで、幅広く事業を展開しております。



当事業では、機体整備において完成工事が増加し、前期に比べ売上高は増加しました。一方、経常利益については、売上高は増加したものの、販売費及び一般管理費が増加したことなどにより前期に比べ減少しました。

この結果、航空機整備等関連は、売上高 7,297百万円（前期比 768百万円増）、経常利益 180百万円（前期比 124百万円減）となりました。

2. 設備投資の状況

設備投資については、航空機内装品及び航空機シート関連の主力製品であるギャレー、ラバトリー、シート製造に係る金型、各事業の生産工場の改修及び施設設備の更新、業務効率向上のためのIT関連のシステムの導入等を進めました。その結果、当期の設備投資額は976百万円となりました。

3. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

4. 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、航空機メーカーの減産や生産スケジュール変更を受け、内装品やシートなどの出荷が大幅に減少したことなどに加え、航空機の運航が減少したことによるエアライン向けの客室改修用内装品が減少し甚大な影響を受けております。前連結会計年度において、営業損失、親会社株主に帰属する当期純損失、マイナスの営業キャッシュ・フローを計上し、又、当連結会計年度において、継続して営業損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

このような状況下、当社グループでは、生産計画の見直し、生産拠点の再編を行い、一時帰休やグループ外出向などによる固定費の削減、投資抑制をすすめ、在庫削減による経営の効率化に取り組んでおります。

又、当連結会計年度においては、運航機数の増加に伴い、エアラインからのスペアパーツや客室改修用内装品・シートの引き合いや受注が増加し、需要の底打ちが伺えました。今後の旅客需要についても、国際航空運送協会の需要予測に基づき段階的に回復するものと判断しており、それに伴い当社製品の受注・出荷も増えて業績は回復していくものと考えております。

以上のことに加え、売掛金の回収などにより当連結会計年度の営業キャッシュ・フローはプラスを確保できていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

5. 対処すべき課題

中長期的な事業課題

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、世界中のエアライン及び航空機メーカーは、減便・減産を余儀なくされています。航空需要は、ワクチン接種と治療薬により各国の国内線では回復基調が鮮明となっておりますが、国際線についてはその兆しは見えるものの、いまだ移動制限が続いている国もあり本格的な回復には時間がかかる見通しです。

このような状況のなか当社グループでは、航空需要の変動に対し柔軟且つ強靱に対応できる経営体制の強化を目指し、引き続き業務プロセス改革、DX等の施策を推進し、より筋肉質な企業構造への変革、収益力の改善を図ってまいります。又、技術改革の取組みを強化し、新視点による事業領域の拡大を目指すと共に、安全・品質第一の企業文化の更なる醸成、ESG・SDGs等の持続可能な社会づくりへの取組みにも注力してまいります。

セグメント別の課題は次のとおりです。

【航空機内装品等製造関連】

- ①安全文化の醸成により品質不具合の未然防止活動を定着させると共に、品質システムの改革に取り組む。
- ②需要の回復を見据えた生産体制、サプライチェーンの強靱化を図る。
- ③グループ全体における業務プロセスを見直し、DXによる進化を推し進め、将来の更なる成長への基盤整備に取り組む。
- ④軽量化部材の開発、衛生面でも優れたラバトリーその他製品の開発等を通じて、航空業界の脱炭素化や環境要求に配慮した新製品・サービスの開発に取り組む。

[航空機シート等製造関連]

- ①Venture Seatの受注拡大に向けて販売を強化すると共に、安定的な生産による量産化を進め、安定収益化を図る。
- ②標準型プラットフォームを活用した次期プレミアム・シートへの投資と魅力的な製品開発を進め、継続的な成長戦略を策定して事業を推進する。
- ③グループサプライチェーンの連携強化を図り、生産効率を向上する。

[航空機器等製造関連]

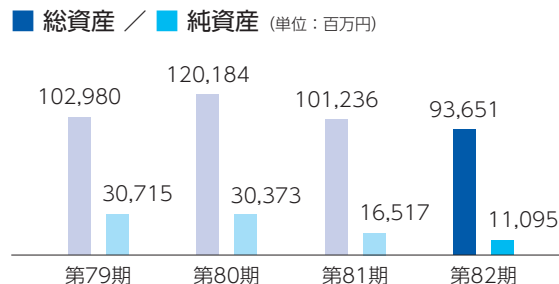
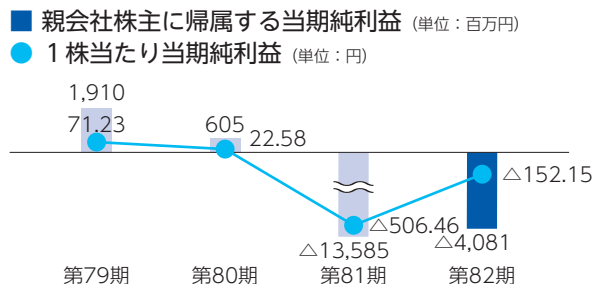
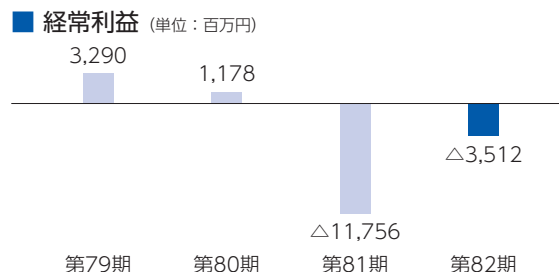
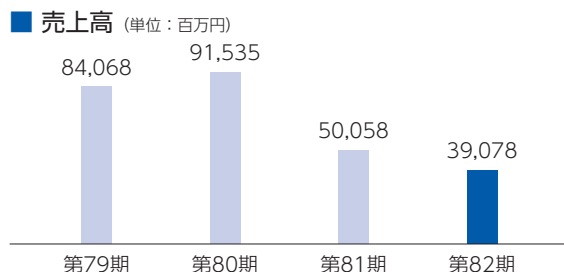
- ①収益構造の見直しと業務プロセスの合理化により生産性の向上を図り、収益改善に取り組む。
- ②技術的付加価値の高い製品の受注拡大を図り、競争力を強化する。
- ③次世代機を見据えた、ADP、複合材及び特殊工程技術を活用した新たな製品開発を継続する。

[航空機整備等関連]

- ①飛行安全の確保と品質保証体制のたゆまぬ強化を図る。
- ②付加価値の高い新たなビジネスへの取組みを強化する。
- ③安定した収益を上げることのできる事業基盤を構築する。

6. 財産及び損益の状況

区分	第79期 (2019年3月期)	第80期 (2020年3月期)	第81期 (2021年3月期)	第82期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	84,068百万円	91,535百万円	50,058百万円	39,078百万円
経常利益又は経常損失 (△)	3,290百万円	1,178百万円	△11,756百万円	△3,512百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△)	1,910百万円	605百万円	△13,585百万円	△4,081百万円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	71.23円	22.58円	△506.46円	△152.15円
総資産	102,980百万円	120,184百万円	101,236百万円	93,651百万円
純資産	30,715百万円	30,373百万円	16,517百万円	11,095百万円



7. 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
航空機内装品等製造関連事業	ギャレー、ラバトリー、ギャレー搭載用各種装備品等の製造
航空機シート等製造関連事業	航空機シート、シートコンソール等の製造
航空機器等製造関連事業	熱交換器、航空機用炭素繊維構造部材、民間航空機エンジン部品等の製造
航空機整備等関連事業	航空機の機体、装備品等の整備・改造

8. 主要な営業所及び工場

(1) 当社

本社	東京都立川市
内装品工場	東京都立川市
機器製造工場	東京都調布市
部品整備工場	東京都調布市・千葉県成田市・埼玉県東松山市
機体整備工場	宮城県岩沼市・大阪府豊中市

(2) 子会社

株式会社 新潟ジャムコ	新潟県村上市
株式会社 宮崎ジャムコ	宮崎県宮崎市
株式会社 徳島ジャムコ	本社：東京都世田谷区 事業所：徳島県板野郡
株式会社 ジャムコ エアロテック	本社：東京都三鷹市 事務所：千葉県成田市
株式会社 オレンジ ジャムコ	東京都立川市
株式会社 ジャムコ エアロマニューファクチャリング	宮城県名取市
株式会社 中条ジャムコ	新潟県胎内市
JAMCO AMERICA, INC.	アメリカ合衆国
JAMCO AERO DESIGN & ENGINEERING PTE LTD.	シンガポール
JAMCO PHILIPPINES, INC.	フィリピン

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,560名	89名減

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー）115名は除いてあります。
 2. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(2) 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,150名	74名減	43.3歳	17.6年

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー）66名は除いてあります。
 2. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社 新潟ジャムコ	100百万円 (注1)	100%	航空機内装品製造
株式会社 宮崎ジャムコ	100百万円	100%	航空機内装品、航空機シート製造
株式会社 徳島ジャムコ	30百万円	100%	航空機、航空機装備品整備改造
株式会社 ジャムコ エアロテック	30百万円	100%	航空機、航空機装備品整備改造
株式会社 オレンジ ジャムコ	10百万円	100%	航空機部品の組立補助作業等（障がい者特例子会社）
株式会社 ジャムコ エアロマニュファクチャリング	100百万円	100%	航空機器製造
株式会社 中条ジャムコ	100百万円	0% (注2)	航空機内装品製造
JAMCO AMERICA, INC.	16,538千USD	100%	航空機内装品、航空機シートに関する業務、部品調達業務等
JAMCO AERO DESIGN & ENGINEERING PTE LTD.	1,000千USD	50% (注3)	航空機内装に関する技術業務
JAMCO PHILIPPINES, INC.	86,000千PHP	70% (注2)	航空機内装品製造

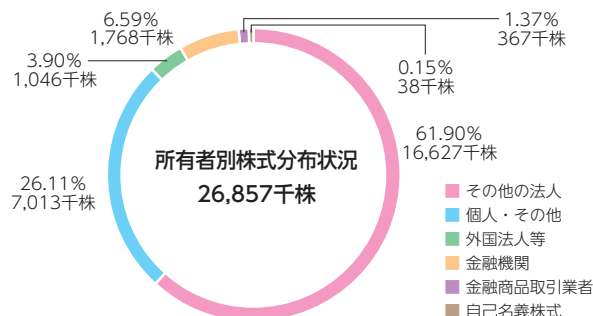
- (注) 1. 株式会社新潟ジャムコは、2022年2月25日に減資を実施いたしました。
 2. 子会社の所有割合と当社の所有割合を合計した所有割合は100%であります。
 3. 子会社の所有割合と当社の所有割合を合計した所有割合は55%であります。
 4. JAMCO SINGAPORE PTE LTD.は2021年1月に解散しており、清算手続きを進めております。

11. 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	18,996
株式会社三菱UFJ銀行	15,945
株式会社三井住友銀行	6,915

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 80,000,000株
2. 発行済株式総数 26,863,974株
3. 株主数 6,991名
(うち単元株主数 6,740名)
4. 大株主(上位10名)



株主名	持株数 千株	持株比率 %
伊藤忠商事株式会社	8,956	33.38
ANAホールディングス株式会社	5,373	20.03
昭和飛行機工業株式会社	2,003	7.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,359	5.06
ジャムコ従業員持株会	425	1.58
INTERACTIVE BROKERS LLC	415	1.54
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	234	0.87
J P MORGAN CHASE BANK 385781	110	0.41
ジャムコ役員持株会	104	0.39
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	103	0.38

(注) 持株比率は、自己株式(38,964株)を控除して計算しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

特記すべき事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	大喜多 治 年	CEO	
代表取締役 副社長執行役員	米 倉 隆	社長補佐、情報システム担当、安全推進・品質保証・航空機整備事業管掌、CIO	
取締役 専務執行役員	木 村 敏 和	人事総務・広報担当、CCO	
取締役 専務執行役員	田 所 務	航空機内装品・機器事業本部長	株式会社新潟ジャムコ取締役 株式会社宮崎ジャムコ取締役 JAMCO AMERICA,INC.取締役 JAMCO SINGAPORE PTE LTD.取締役会議長兼社長 JAMCO AERO DESIGN & ENGINEERING PTE LTD.取締役社長 JAMCO PHILIPPINES,INC.取締役
取締役 常務執行役員	後 藤 健太郎	IR担当 兼 経理財務部長、CFO	
取締役 常務執行役員	粕 谷 寿 久	経営企画部長、CRO	JAMCO AMERICA,INC.取締役 JAMCO SINGAPORE PTE LTD.取締役
取締役	瀬 川 夏 樹		伊藤忠商事株式会社 機械カンパニー プラント・船舶・航空機部門 航空宇宙部長 日本エアロスペース株式会社取締役 伊藤忠アビエーション株式会社取締役 ITOCHU Aviation,Inc.取締役 IC AirLease One Limited取締役 ライラック株式会社取締役
取締役	辻 浩 平		全日本空輸株式会社 執行役員 整備センター長 公益社団法人日本航空技術協会理事
取締役	鈴 木 伸 一		
取締役	渡 辺 樹 一		一般社団法人GBL研究所 理事 合同会社御園総合アドバイザー顧問 弁護士法人御園総合法律事務所顧問

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
常勤監査役	磯上 範好		
常勤監査役	蕪木 昇		
監査役	高橋 均		獨協大学 法学部 教授
監査役	渡邊 浩一郎		渡邊浩一郎公認会計士事務所 所長 株式会社タカラトミー 社外監査役 株式会社バロックジャパンリミテッド 社外監査役

- (注) 1. 瀬川夏樹、辻浩平、鈴木伸一、渡辺樹一の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 社外取締役瀬川夏樹氏は、大株主である伊藤忠商事株式会社の航空宇宙部長であります。又、日本エアロスペース株式会社、伊藤忠アビエーション株式会社の取締役であり、2社は当社と営業上の取引関係があります。
3. 社外取締役辻浩平氏は、大株主であるANAホールディングス株式会社の子会社、全日本空輸株式会社の執行役員整備センター長であり、同社は当社と営業上の取引関係があります。
4. 高橋均、渡邊浩一郎の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 鈴木伸一、渡辺樹一、高橋均、渡邊浩一郎の4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
6. 監査役渡邊浩一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 粕谷寿久氏は、2022年3月31日をもって、当社取締役を辞任により退任いたしました。
8. 取締役瀬川夏樹氏は、2022年5月1日をもって、IC AirLease One Limited取締役を辞任により退任いたしました。
9. 辻浩平氏は、2022年3月31日をもって、当社取締役を辞任により退任いたしました。
10. 取締役渡辺樹一氏は、2021年6月28日付で弁護士法人御園総合法律事務所の顧問に就任いたしました。又、同氏は2021年6月23日付で株式会社ラック社外取締役を退任いたしました。
11. 監査役高橋均氏は、2021年6月24日付で曙ブレーキ工業株式会社社外監査役を退任いたしました。
12. 当事業年度中に以下の取締役の担当の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
後藤 健太郎	取締役 常務執行役員 I R 担当 兼 経理財務部長、CFO	取締役 常務執行役員 I R 担当、CFO	2021年9月1日

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料の全額を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為等を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社及び国内子会社のすべての役員（取締役、監査役）、執行役員、社外派遣役員及び退任役員であります。又、海外子会社については当社からの出向役員及び当社との兼務役員が被保険者であります。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下のとおりです。

(1)-1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位及び担務を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬（個別報酬月額）、業績連動報酬（賞与）及び実質株式報酬（持株会制度による当社株式取得）により構成し、監督機能を担う社外取締役及び非業務執行取締役については、その職務に鑑み、定額の個別報酬月額のみを支払うものとする。

(1)-2. 個人別の固定報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業務執行取締役の固定報酬（個別報酬月額）は、月例の固定報酬とし、前年度の「個人業績」（定性評価）に基づき年度初頭に決定する。算定は、役位ごとに定めている標準報酬月額を基準に、「個人業績」（定性評価）を加味して一定の範囲内で加減するものとする。

なお、上記「個人業績」（定性評価）は、各担務における次の7つの評価項目に関する貢献度に応じて決定する。

①経営方針・運営方針の組織浸透、②利益・キャッシュフロー・資産効率・企業価値の向上、③組織統制・管理、④人財育成、⑤課題解決・リスク低減、⑥組織間連携・効率化、⑦グループ連結経営（攻め・守り）

又、社外取締役及び非業務執行取締役については、定額の個別報酬月額のみとする。

(1)-3. 個人別の業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬（賞与）は、現金報酬とする。当年度の財務業績等に基づいて総額を決定のうえ、(1)-2.に定める「個人業績」（定性評価）及び当年度の「組織業績」（定量評価）の2つを3：1の割合で評価項目として使用して個人別賞与を決定し、翌年度初めに支給する。評価項目のうち「組織業績」（定量評価）には、当年度の「利益達成度」[期初の経営計画における連結経常利益又は報告セグメント利益（経常利益）に対する各実績値割合]を使用しており、取締役の担務に応じて、連結経常利益又は報告セグメント利益を適用するものとする。なお、単年度の業績連動報酬（賞与）は、その総額と個別報酬月額総額との合計が当年度経営計画の労務費予算の範囲内で、且つ2018年6月27日開催の第78回定時株主総会で決定した取締役の報酬総額を上限に決定するものとする。

(1)-4. 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、持株会制度による当社株式の取得によるものとし、業務執行取締役については個別報酬月額から一定額を役員持株会に毎月拠出するものとする。この拠出方法は、取締役会決議を受けた内規に従い、各業務執行取締役の同意に基づき会社と個別契約を締結のうえ、業務執行取締役に就任以降退任するまでの間、役位に応じた標準報酬月額の概ね10%の額を持株会拠出金として毎月控除して拠出するものとする。

なお、役員持株会規約により役員を退任するまでは株式を引出すことはできない。

(1)-5. 固定報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の金銭報酬（固定報酬）及び業績連動報酬（賞与）については、(1)-2.及

び(1)-3.のとおり個別に決定するものとし、その割合については特に定めない。又、非金銭報酬については、(1)-4.に記載の内規の取扱いによるものとする。

(1)-6. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

取締役の固定報酬（個別報酬月額）は、定期同額給与として毎月定額を支給することを原則とする。又、業務執行取締役の業績連動報酬（賞与）は、当該年度の業績に応じてその支給を行う場合には、翌事業年度の初めに支給する。但し、2018年6月27日開催の第78回定時株主総会にて退職慰労金制度を廃止したことに伴う退職慰労金の打切り支給額については、該当の取締役が退任した以降に支払うものとする。

(1)-7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長が委任を受けて決定するものとする。

取締役会は、代表取締役社長による個人別の報酬等の決定が適切に行われるよう、取締役の報酬体系及び個別報酬月額の決定方法並びに持株会拠出額について、独立役員及び主要株主より適切な助言を受けるとともに、これを経て、上記の報酬体系、個別報酬月額についての標準額・増減幅及び持株会拠出額並びに業績連動報酬（賞与）の基準について定めた内規を決定するものとする。

代表取締役社長は、当該内規に従い、且つ他の代表取締役との協議を経たうえで、各取締役の個人別の報酬等を決定しなければならないものとする。

なお、2022年5月11日開催の取締役会において、当該事項の内容を一部変更し、新たに決議しています。変更後の事項は次のとおりです。

取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長が委任を受けて決定するものとする。その手続は次のとおりとする。

①代表取締役社長は、個人別の報酬等の決定が適切に行われるよう、取締役の報酬体系、個別報酬月額の決定方法、持株会拠出額、及び業績連動報酬（賞与）等について定める内規原案を作成・改廃する。

②取締役会からの諮問に応じて、独立役員が過半数を構成する指名報酬委員会は、①の内規原案を審議する。取締役会は、指名報酬委員会の答申を尊重し、内規を承認、決議する。

③代表取締役社長は、②で取締役会決議を受けた内規に従い、又、他の代表取締役との協議を経て、取締役の個人別報酬等の原案を策定する。指名報酬委員会は取締役会からの諮問に応じて、当該取締役の個人別報酬等の原案を審議する。代表取締役社長は取締役会からの委任を受け、指名報酬委員会の答申を尊重し、取締役の個人別報酬等を決定する。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2018年6月27日開催の第78回定時株主総会において、年額375百万円以内（うち社外取締役分は35百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は4名）です。

監査役の報酬額は、2018年6月27日開催の第78回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に際しては、取締役会に先立ち、独立役員や主要株主への説明と共に適切な助言を受けており、これを経て報酬体系の枠組みや個別報酬等を規定する内規を取締役会で定め、その内規に従った決定をすることを代表取締役に委任しているものであることから、取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度については、2021年3月26日開催の取締役会にて、代表取締役社長CEO大喜多治年に取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、会社及び各取締役の業績を踏まえた業績連動報酬（賞与）の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	149	134	-	15	10名
(うち社外取締役)	(14)	(14)	(-)	(-)	(4名)
監査役	50	50	-	-	4名
(うち社外監査役)	(13)	(13)	(-)	(-)	(2名)

- (注) 1. 業績連動報酬等（賞与）を算定する際には、「組織業績」（定量評価）項目として、当年度の「利益達成度」【期初の経営計画における連結経常利益又は報告セグメント利益（経常利益）に対する各実績値割合】を使用しており、取締役の担務に応じて、連結経常利益又は報告セグメント利益を適用しておりますが、それらを選定した理由は、短期的なインセンティブを与えることにより積極的な業務執行を促進すると考えた点にあります（各実績値は25頁から30頁「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。）。
2. 非金銭報酬等については、役員持株会への毎月の拠出額の総額を記しております。当該拠出額により、普通株式を16,686株取得しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先との関係につきましては、会社役員に関する事項1.の注記に記載のとおりであります。その他の兼職先との間には重要な取引関係等はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	瀬川 夏樹	2021年6月25日就任以降、当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、総合商社の航空宇宙部門において培ってきた航空業界での豊富な経験と見識に基づき、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	辻 浩平	2021年6月25日就任以降、当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、航空輸送業界において培ってきた豊富な経験と見識に基づき、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	鈴木 伸一	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、企業経営及び航空宇宙業界において培ってきた豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	渡辺 樹一	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、国際企業活動に関わる見識並びに米国公認会計士、公認内部監査人及び公認不正検査士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	高橋 均	当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、又、取締役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。又、主に大学教授としての法務に関する専門的見地から、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	渡邊 浩一郎	当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、又、取締役会13回中12回に出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。又、公認会計士としての豊富な監査経験及び、その専門的見識から、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(3) 社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項
該当する事項はありません。

(4) 当社の不正な業務執行に関する対応の概要
該当する事項はありません。

(5) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社と社外役員は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 報酬等の額

- (1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

50百万円

- (2) 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると認められ、解任する必要があると判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することを決定いたします。又、会計監査人の独立性及びその職務の遂行状況等に鑑み、その職務を適切に遂行する事が困難と認められる場合には、会社法第344条に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

4. 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当する事項はありません。

5. 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当する事項はありません。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めておりますが、現時点では会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

7. 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、JAMCO AMERICA, INC.、JAMCO SINGAPORE PTE LTD.、JAMCO AERO DESIGN & ENGINEERING PTE LTD.、JAMCO PHILIPPINES, INC. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

Ⅵ 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(業務の適正を確保するための体制の整備)

当社の業務の適正を確保するための体制の整備については、次のとおりであります。

なお、以下における当社グループとは、当社及び当社の子会社から成る企業集団のことを指します。

1. 取締役・使用人の職務の執行が効率的に行われ、且つ法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備

- (1) 内部統制全体を統括する組織として、「C R (Compliance Risk)会議」(議長：代表取締役社長)を設置し、内部統制に関する基本方針を策定する。又、取締役又は執行役員の中からチーフ・コンプライアンス・オフィサー(以下C C Oという。)を指名し、当社グループのコンプライアンスの取組みを横断的に統括・管理・監督する。
- (2) C C Oは、コンプライアンス活動の概要について定期的に取締役会に報告する。
- (3) コンプライアンス体制に係わる規程を整備し、取締役及び使用人は、法令・定款及び当社の「経営理念」等を遵守し行動する。
- (4) 「コンプライアンス規範」及び「コンプライアンス規程」のもと、研修体制を構築し、当社グループの取締役及び使用人に対し教育を行い、法令・定款の遵守を徹底する。
- (5) 本社部門、航空機内装品・機器事業本部及び航空機整備事業部に、取締役会において任命された業務執行者を配置し、迅速な業務執行を行わせると共に業務執行者は明確な執行責任のもと、担当部署の業務を執行する。
- (6) 当社グループの使用人等が、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の通報体制としての内部通報制度を構築する。

2. 情報の管理及び文書の保存・管理体制の整備

- (1) 情報システム及び情報セキュリティに関する統括責任者としてチーフ・インフォメーション・オフィサー(以下C I Oという。)を取締役又は執行役員の中から指名する。

- (2) C I Oは、情報システム及び情報セキュリティ活動において当社グループの情報システム及び情報セキュリティを統括し、概要について定期的に取り締役に報告する。
- (3) 「情報管理規程」及び「文書管理規程」のもと、情報及び文書（関連資料を含む。）を適切に管理し、保存・管理（廃棄を含む。）を徹底する。
- (4) 取締役の職務の執行に係わる文書その他の情報については、「文書管理規程」に盛り込み適切な管理を行うと共に、取締役及び監査役がその文書や情報を常時閲覧できるようにする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の整備

- (1) リスクに関する統括責任者としてチーフ・リスクマネジメント・オフィサー（以下C R Oという。）を取締役又は執行役員の中から指名する。
- (2) C R Oは、「リスクマネジメント規程」のもと、当社グループのリスク管理の体制を統括する。
- (3) C R Oは、当社グループのリスク管理の体制整備の進捗状況をレビューし、リスク管理に関する事項を定期的に取り締役に報告する。又、「リスクマネジメント規程」で対策が必要と規定される主要リスクについては、「C R 会議」で十分に協議し、予測リスクを最小限に抑える対策を講じる。
- (4) 内部監査部門として代表取締役社長に直属する監査部は、定期的にはリスク状況を内部監査する。
- (5) 内部監査により法令違反その他の事由に基づき著しい損失の危険のある業務執行行為が発見された場合の通報体制として、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに「C R 会議」及び担当部署に通報させる。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

- (1) 財務報告の適正化に関する統括責任者としてチーフ・ファイナンシャル・オフィサー（以下C F Oという。）を取締役又は執行役員の中から指名する。
- (2) C F Oは、財務報告適正化委員会活動に関する事項を定期的に取り締役に報告する。

- (3) CFOは、「財務報告に係わる内部統制規程」及び「財務報告に係わる内部統制規則」のもと、財務報告の信頼性を確保する内部統制の整備を行う。
- (4) 内部監査部門として代表取締役社長に直属する監査部は、内部統制の評価及び内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告し、CFOに写しを提出する。
- (5) CFOは、内部監査により内部統制上の不備等が発見された場合は、主担当部に対し速やかな改善を求める。
- (6) 内部統制上の不備等が改善された後、会計監査人による内部統制監査を受ける。
- (7) 代表取締役社長は、「内部統制報告書」を作成し、取締役会において決議する。

5. 当社グループの業務の適正を確保する体制の整備

- (1) 当社グループの企業行動指針として「経営理念」、「コンプライアンス規範」等を定め、「CR会議」の下部機関である各種委員会等を通じ、統一した制度の構築・維持に努める。
- (2) 子会社ごとに当社の取締役又は執行役員から責任者を決め、事業の総括的な管理をし、子会社の取締役及び使用人に適正且つ効率的な業務執行を行わせる。
- (3) 子会社の経営を管理する基準を設け、経営上の重要な案件については、子会社の性質及び事案の内容に応じて、当社へ報告させるか、又は当社が事前に承認する。
- (4) 主要な子会社に対しては、当社経理財務部から取締役又は監査役を選任し、会計の状況を定期的に監督する。

6. 監査役職務を補助すべき使用人、監査役への報告その他監査役の監査が実効的に行われるための体制の整備

- (1) 監査役は、取締役会のほか、役員会やその他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- (2) 監査役は、監査業務の補助を行うための補助者を要請できる。
- (3) 前項で補助者となった使用人の取締役からの独立性を担保するため、その職務の遂行は監査役の指示命令に従い、取締役から独立して行うものとし、又、人事異動、人事評価、

懲戒処分には、監査役会の同意を得たうえで実施する。

- (4) 取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告をする。
- (5) 法令の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した当社グループの取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、その事実を直ちに監査役に報告する。
当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをしない。
- (6) 監査役会は、代表取締役、会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との関係を緊密に保ち、定期会合、意見交換を行うことができる。
- (7) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還を請求したときは、当社は、当社諸規程の定めに基づき速やかに当該費用を支払う。なお、監査役は、費用の支出に当たっては、その効率性や適正性に十分留意するものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要については、次のとおりであります。

1. 内部統制全体について

代表取締役社長を議長とするC R会議を適宜開催し、当社グループの内部統制全体を統括しました。

2. コンプライアンス体制について

- (1) CCOを委員長とするコンプライアンス委員会を適宜開催しました。同委員会主管のもと、各種コンプライアンス研修を実施しました。
- (2) 社内及び社外に設置している内部通報窓口を、当事業年度を通じて継続的に運用することにより、コンプライアンス違反の未然防止に努めました。

3. 情報管理体制について

- (1) CIOを委員長とする情報セキュリティ委員会を適宜開催しました。同委員会主管のもと、当社及び子会社に対する情報セキュリティに関する監査及び研修を実施しました。
- (2) 情報セキュリティ委員会にオブザーバーとして主要国内子会社を加え、当社グループの情報セキュリティ強化に関わる取組みを実施しました。

4. リスク管理体制について

- (1) CROを委員長とするリスクマネジメント委員会を適宜開催しました。同委員会主管のもと、リスクマネジメント研修、当社の全部門によるリスク状況の自己点検、リスクの洗い出し及び前事業年度に抽出された主要リスクへの対応状況の確認を実施しました。

- (2) 前事業年度末に実施したBCP訓練において明らかになった課題を各拠点の関係者と共有し、災害対策実施管理策をアップデートしました。又、組織変更に応じて事業継続計画の見直しを行いました。

5. 財務報告の適正性を確保するための体制について

ＣＦＯを委員長とする財務報告適正化委員会を適宜開催し、財務報告統制に関わる全社的取組みを主導しました。

6. 当社グループの業務の適正を確保するための体制について

- (1) 子会社に対して、当社の取締役、執行役員、顧問又は従業員を、社長その他の経営幹部として派遣することで、子会社の経営の意思決定及び業務執行を監督しました。
- (2) 子会社における業務執行については、子会社の管理に関する社内規程に従い、事案に応じて事前に当社が決裁を行いました。
- (3) 国内子会社のコンプライアンス委員会の運営を継続的に支援し、当社グループにおけるコンプライアンス体制の強化を図りました。

7. 監査役の監査が実効的に行われるための体制について

- (1) 監査役は、取締役会のほか、役員会やその他の重要な会議に出席しました。又、適宜、取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、業務執行に関係する資料を閲覧しました。
- (2) 監査役会は、代表取締役ほかＣＲ会議メンバーと会合をもち、又、会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役と定期的に意見交換を行うことにより、監査の実効性の確保に努めました。
- (3) 監査役会は、社外取締役と定期的な会合を開催し、意見交換を行いました。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	9,276,034
受取手形、売掛金及び契約資産	19,199,303
商品及び製品	2,431,164
仕掛品	20,162,684
原材料及び貯蔵品	18,152,211
未消費税等	265,309
その他	1,904,669
貸倒引当金	△ 120,235
流動資産合計	71,271,141
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	6,055,421
機械装置及び運搬具	1,749,948
土地	3,464,134
リース資産	488,178
建設仮勘定	205,311
その他	462,797
有形固定資産合計	12,425,792
無形固定資産	
ソフトウェア	838,044
ソフトウェア仮勘定	127,022
リース資産	314,531
その他	2,960
無形固定資産合計	1,282,559
投資その他の資産	
投資有価証券	651,266
長期前払費用	18,457
差入保証金	79,693
繰延税金資産	7,868,506
その他	53,689
投資その他の資産合計	8,671,614
固定資産合計	22,379,965
資産合計	93,651,107

科目	金額
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	4,248,801
電子記録債務	2,665,270
短期借入金	48,156,430
1年内返済予定の長期借入金	960,000
リース債務	318,158
未払費用	957,971
未払法人税等	117,705
未払消費税等	51,626
前受金	6,241,231
賞与引当金	852,915
工事損失引当金	3,828,854
その他	2,509,221
流動負債合計	70,908,187
固定負債	
長期借入金	2,310,000
リース債務	530,911
退職給付に係る負債	6,540,444
長期未払金	172,088
損害補償損失引当金	912,645
製品保証引当金	1,166,789
繰延税金負債	14,953
固定負債合計	11,647,831
負債合計	82,556,019
純資産の部	
株主資本	
資本金	5,359,893
資本剰余金	4,318,925
利益剰余金	645,664
自己株式	△ 31,205
株主資本合計	10,293,277
その他の包括利益累計額	
その他の有価証券評価差額金	169,773
為替換算調整勘定	198,082
退職給付に係る調整累計額	102,624
その他の包括利益累計額合計	470,480
非支配株主持分	331,330
純資産合計	11,095,088
負債及び純資産合計	93,651,107

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		39,078,732
売上原価		34,719,935
売上総利益		4,358,796
販売費及び一般管理費		7,533,651
営業損失 (△)		△ 3,174,854
営業外収益		
受取利息	15,699	
受取配当金	2,580	
為替差益	241,639	
持分法による投資利益	50,481	
受取保険金	47,480	
助成金収入	30,962	
その他	86,997	475,842
営業外費用		
支払利息	569,497	
売掛債権譲渡損	4,737	
支払補償費	170,110	
その他	68,712	813,057
経常損失 (△)		△ 3,512,068
特別利益		
固定資産売却益	2,581	
助成金収入	905,846	
割増退職金戻入額	1,444	
損害補償損失引当金戻入益	140,616	1,050,489
特別損失		
固定資産処分損	45,698	
新型コロナウイルス感染症関連損失	350,298	
割増退職金	21,166	
事業整理損	102,544	519,708
税金等調整前当期純損失 (△)		△ 2,981,287
法人税、住民税及び事業税	82,310	
法人税等還付税額	△ 53,208	
法人税等調整額	1,070,091	1,099,193
当期純損失 (△)		△ 4,080,480
非支配株主に帰属する当期純利益		888
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△ 4,081,368

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,359,893	4,318,925	6,360,683	△ 31,205	16,008,296
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 1,633,650		△ 1,633,650
会計方針の変更を反映した 当期首残高	5,359,893	4,318,925	4,727,033	△ 31,205	14,374,646
当期変動額					
剰余金の配当			—		—
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△ 4,081,368		△ 4,081,368
自己株式の取得				—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					—
当期変動額合計	—	—	△ 4,081,368	—	△ 4,081,368
当期末残高	5,359,893	4,318,925	645,664	△ 31,205	10,293,277

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	156,385	17,776	36,052	210,214	298,969	16,517,480
会計方針の変更による 累積的影響額						△ 1,633,650
会計方針の変更を反映した 当期首残高	156,385	17,776	36,052	210,214	298,969	14,883,830
当期変動額						
剰余金の配当						—
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)						△ 4,081,368
自己株式の取得						—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	13,388	180,305	66,572	260,266	32,361	292,627
当期変動額合計	13,388	180,305	66,572	260,266	32,361	△ 3,788,741
当期末残高	169,773	198,082	102,624	470,480	331,330	11,095,088

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	6,909,474	支払手形	45,918
受取手形	254,035	買掛金	4,867,501
売掛金	18,091,292	電子記録債務	2,665,270
商品及び製品	2,418,693	短期借入金	46,320,280
仕掛品	16,765,814	1年内返済予定の長期借入金	960,000
原材料及び貯蔵品	14,400,377	リース債務	240,415
前渡金	76,664	未払金	1,628,289
前払費用	461,855	未払費用	402,644
未収入金	901,307	未払法人税等	88,712
未収消費税等	265,309	前受金	3,484,489
短期貸付金	5,973,630	預り金	186,242
その他	12,584	従業員預り金	442
貸倒引当金	△ 15,226	賞与引当金	558,547
流動資産合計	66,515,810	工事損失引当金	3,751,594
固定資産		設備関係支払手形	94,654
有形固定資産		流動負債合計	65,295,003
建物	3,736,540	固定負債	
構築物	105,273	長期借入金	2,310,000
機械及び装置	741,313	リース債務	247,240
車両運搬具	3,689	退職給付引当金	5,142,300
工具、器具及び備品	394,536	損害補償損失引当金	912,645
土地	2,408,398	長期未払金	171,893
リース資産	140,578	製品保証引当金	1,166,789
建設仮勘定	123,571	固定負債合計	9,950,869
有形固定資産合計	7,653,901	負債合計	75,245,872
無形固定資産		純資産の部	
ソフトウェア	739,320	株主資本	
ソフトウェア仮勘定	127,022	資本金	5,359,893
リース資産	314,096	資本剰余金	
技術ノウハウ	497,420	資本準備金	4,367,993
電話加入権	0	資本剰余金合計	4,367,993
その他	359	利益剰余金	
無形固定資産合計	1,678,220	利益準備金	318,000
投資その他の資産		その他利益剰余金	
投資有価証券	278,365	別途積立金	1,920,000
関係会社株式	2,590,209	繰越利益剰余金	△ 1,514,393
関係会社長期貸付金	340,000	利益剰余金合計	723,606
長期貸付金	5,596	自己株式	△ 31,205
長期前払費用	6,172	株主資本合計	10,420,287
差入保証金	59,956	評価・換算差額等	
繰延税金資産	6,707,699	その他有価証券評価差額金	169,773
投資その他の資産合計	9,988,000	評価・換算差額等合計	169,773
固定資産合計	19,320,123	純資産合計	10,590,061
資産合計	85,835,933	負債及び純資産合計	85,835,933

損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		36,592,074
売上原価		32,798,582
売上総利益		3,793,491
販売費及び一般管理費		5,639,273
営業損失 (△)		△ 1,845,781
営業外収益		
受取利息	64,169	
為替差益	167,423	
受取配当金	44,196	
受取保険金	47,480	
助成金収入	22,200	
その他	94,675	440,146
営業外費用		
支払利息	472,304	
売却債権譲渡損	3,607	
支払補償費	170,110	
その他	48,189	694,212
経常損失 (△)		△ 2,099,848
特別利益		
助成金収入	15,773	
割増退職金戻入額	1,444	
損害補償損失引当金戻入益	140,616	157,834
特別損失		
固定資産処分損	44,643	
新型コロナウイルス感染症関連損失	125,706	
割増退職金	1,749	
事業整理損	102,544	
関係会社株式評価損	2,708,266	2,982,910
税引前当期純損失 (△)		△ 4,924,924
法人税、住民税及び事業税	22,071	
法人税等調整額	466,404	488,475
当期純損失 (△)		△ 5,413,399

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	5,359,893	4,367,993	4,367,993
会計方針の変更による 累積的影響額			
会計方針の変更を反映した 当期首残高	5,359,893	4,367,993	4,367,993
当期変動額	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	5,359,893	4,367,993	4,367,993

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金				利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	318,000	1,920,000	5,532,656	7,770,656	△ 31,205	17,467,337	
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 1,633,650	△ 1,633,650		△ 1,633,650	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	318,000	1,920,000	3,899,005	6,137,005	△ 31,205	15,833,686	
当期変動額							
剰余金の配当			—	—		—	
当期純損失 (△)			△ 5,413,399	△ 5,413,399		△ 5,413,399	
自己株式の取得					—	—	
当期変動額合計	—	—	△ 5,413,399	△ 5,413,399	—	△ 5,413,399	
当期末残高	318,000	1,920,000	△ 1,514,393	723,606	△ 31,205	10,420,287	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	156,385	156,385	17,623,722
会計方針の変更による 累積的影響額			△ 1,633,650
会計方針の変更を反映した 当期首残高	156,385	156,385	15,990,072
当期変動額			
剰余金の配当			—
当期純損失 (△)			△ 5,413,399
自己株式の取得			—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	13,388	13,388	13,388
当期変動額合計	13,388	13,388	△ 5,400,010
当期末残高	169,773	169,773	10,590,061

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社ジャムコ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今川義弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジャムコの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャムコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社ジャムコ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今川義弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャムコの2021年4月1日から2022年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、社外取締役と定期的に意見交換の場を設け、情報の収集に努めました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社ジャムコ 監査役会

常勤監査役 磯 上 範 好 ㊟

常勤監査役 蕪 木 昇 ㊟

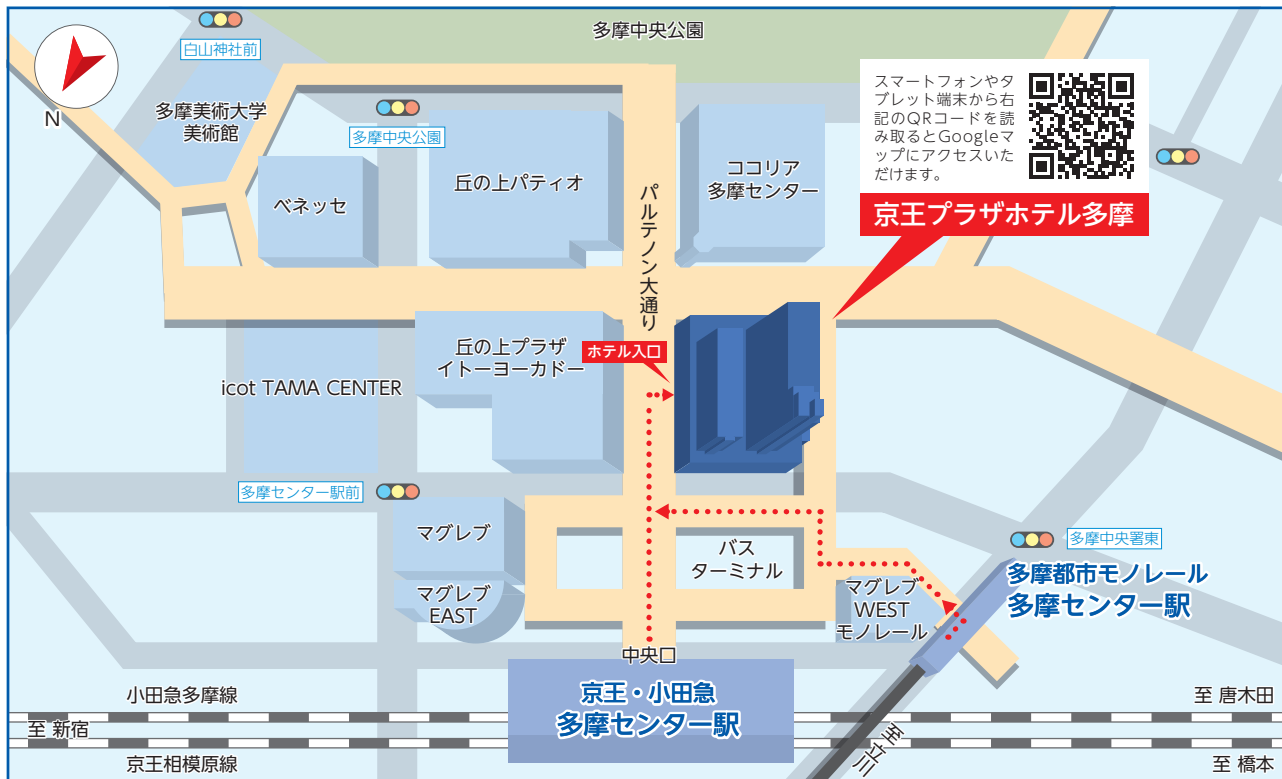
社外監査役 高 橋 均 ㊟

社外監査役 渡 邊 浩一郎 ㊟

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場 東京都多摩市落合一丁目43番地
京王プラザホテル多摩3階「白鳳」
電話 042-374-0111 (代)



交通のご案内

京王相模原線 「京王多摩センター駅」 中央口下車 徒歩 約3分

小田急多摩線 「小田急多摩センター駅」 西口下車 徒歩 約3分

多摩都市モノレール 「多摩センター駅」 下 車 徒歩 約3分

歩行者専用道路 内徒歩での経路 ◀.....▶

●お車のご来場はご遠慮ください。

●会場にご入場の際には、同封の議決権行使費用紙をご用意ください。

ご来場される株主様へのお願い

- ・株主総会会場でのマスクの着用、アルコール消毒液による手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- ・会場入口において検温を実施させていただき、発熱が確認された方や体調不良と見受けられる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ・当社役員および株主総会運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・飲料・軽食のご提供はございません。
- ・株主様ではない代理人および同伴の方など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけません。

なお、最新の情報につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.jamco.co.jp/ja/ir/stocks/meeting.html>) をご確認ください。

株式会社 **ジャムコ**

<https://www.jamco.co.jp>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。